

● 1 直接外気に開放されている部分

規則第 29 条 1 号に規定する「直接外気に開放されている部分」とは、次によるものが該当する。

- (1) 隣地境界から 1m 以上の離隔があること。
- (2) 建築物、工作物等の煙の排出に障害となる物件から 1m 以上の離隔があること。
- (3) 常時開放されているものであって、煙感知器と連動して開放するようなものではないこと。
- (4) 天井等から 80cm 以下、床面から 1.3m 以上に存する部分が有効な開口部となること。

◇●1 平成 24 年 1 月 1 日改訂

● 2 防煙区画

規則第 30 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 防煙区画は、一の階で 2 以上に区分し、2 以上の階にわたらないこと。
- (2) 防煙区画は、できる限り単純な形状とすること。
- (3) 防煙壁は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、普通板ガラス等の加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）によるものとし、開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の作動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること。

● 3 排煙口

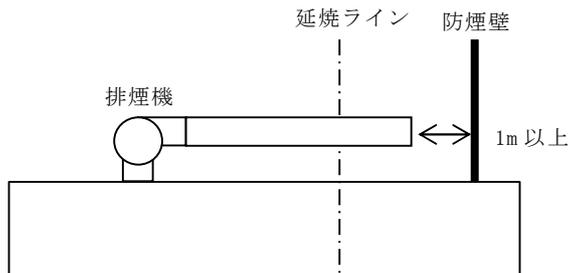
規則第 30 条の規定によるほか、防煙区画された部分ごとに 1 以上設けること。

◇●3 平成 28 年 4 月 1 日ただし書き削除

● 4 排煙機

排煙機及び給気機（以下「排煙機」という。）は、規則第 30 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 一系統の風道ごとに排煙機又は給気機を設けること。 ◇(1) 平成 24 年 1 月 1 日追加
- (2) 消防活動拠点において、加圧排煙をする場合は、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1437 号による給気量を満たすこと。 ◇(2) 平成 24 年 1 月 1 日追加
- (3) 排煙機（給気機除く）は、最上部の排煙口よりも上部に設けること。 ◇(3) 平成 24 年 1 月 1 日追加
- (4) 排煙口を建基法第 2 条で規定する延焼のおそれのある部分に設ける場合は、上方に排気又は防火上有効な構造で作られた防煙壁を設けること。



◇(4) 平成 24 年 1 月 1 日追加

- (5) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害の少ない箇所に設けること。
- (6) 排煙口から排出された煙が避難又は消防活動の障害とならないこと。
- (7) 排煙口から排出された煙が、給気風道の外気取入口から内部に流入しないこと。

● 5 風道

排煙機に接続する風道は、規則第 30 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 鋼板等の風道内部が平滑で、機密性のあるものとする。
- (2) 建築物等の可燃物等からは 15cm 以上の離隔又は厚さ 25mm 以上のロックウール又は厚さ 25mm 以上で、密度 24Kg/立方 m のグラスウ

ール（いずれも JIS A 9504（国土交通大臣が同等の断熱性能を持つと認めたものも含む。）による断熱性能を有するもの）の被覆により周囲の過熱及び延焼防止の措置を有効に講じること。

- (3) やむを得ず防火区画を貫通する部分に設けるダンパーは次によること。 ☆
ア 外部から容易に開閉できること。
イ 自動閉鎖装置を設けるものあっては、作動温度を 280℃以上とすること。

◇●5 平成 24 年 1 月 1 日追加

● 6 非常電源

非常電源の容量は、隣接する防煙区画のうち最大となる 2 区画の排煙に要する排煙機を稼働できる容量以上とすること。

● 7 内部区画

防煙区画内に更に防煙壁（垂壁及び間仕切壁）で区画された部分（以下「内部区画」という。）が存する場合、次に掲げる要件に該当するときは、全体を一の防煙区画とみなして規則第 30 条第 1 号イの規定を適用し、内部区画に排煙口を設けないことができる。

- (1) 内部区画は、次のいずれかに該当するものであること。
ア 風除室、階段（消火活動拠点となる部分を除く。）、浴室、便所その他これらに類する場所
イ エスカレーター室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
ウ 当該床面積が 100 m² 以下
- (2) 内部区画を含め、当該防煙区画全体として、規則第 30 条第 1 号ロ、同第 4 号イ(イ)及び(ロ)並びに同第 6 号イ及びロの規定に適合していること。
- (3) 排煙口及び手動起動装置は、消防隊が当該排煙設備を活用して、消火活動拠点から通路等を介して出火場所に接近し、消火活動を実施するうえで、有効な位置に設けられていること。

● 8 消火活動拠点の排煙設備

◇●8 平成 24 年 1 月 1 日追加

◇●8 平成 28 年 4 月 1 日削除

◆ 通知

○ 排煙設備の設置指導について

平成 7 年 7 月 31 日新消指第 468 号消防局長通知

このことについては、建築基準法令により設置するもののほか消防法令に基づき設置するものがあり、両法の関係については、「消防法施行例の一部を改正する政令の施行について」（昭和 46 年 4 月 9 日付消防予第 54 号消防庁次長）により通知されています。この通知に基づき、排煙設備の設置指導をしているところですが、今般消防法令に基づいて設置する場合の運用基準を別紙のとおり定めたので通知します。

記

- 1 この運用は、平成 7 年 8 月 1 日からとする。
- 2 平成 7 年 8 月 1 日において、現に存する防火対象物又は現に設置工事中の防火対象物については、この運用基準にかかわらず従前の例による。

別紙

排煙設備の設置に係る運用基準

- 1 建築基準法令に基づき設置される排煙設備との関連

建築基準法令に基づき設置される排煙設備は、消防法施行令（以下「令」という。）第 28 条に基

◇ 排煙設備

づく排煙設備として取扱って支障ないものであること。ただし、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第126条の2の規定により、排煙設備を要しないとされた場合であっても、令第28条第1項に規定する防火対象物に該当する場合には原則として排煙設備を設置しなければならないものであること。

2 設置の技術上の基準

令第28条第2項及び消防法施行規則（以下「規則」という。）第30条によるほか建基令第126条の3を準用する。

3 設置の緩和

令第28条第1項第3号に規定される防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当する場所には排煙設備を設けないことができる。

(1) 主要構造を耐火構造とした防火対象物のうち、次のすべてに適合している場所

ア 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されていること。

イ 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。

ウ 区画された部分の床面積が50㎡以下のものであること。

(2) 浴室、便所、洗面所、冷凍庫、冷蔵庫その他これらに類する場所

(3) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の甲種防火戸で区画された部分で、エレベーターの昇降機又は換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるものであること。

(4) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所で、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が令第13条、第16条、第17条、第18条の規定に従って設置されていること。

(5) 階段の部分

(6) エスカレーター室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分

4 その他

(1) 令第13条の水噴霧消火設備等及び令第28条の設備がいずれも必要となる駐車のために供される部分にあつては、消火設備は煙によって消火効果の低下しない水噴霧消火設備又は泡消火設備とすること。

(2) 削除